



78
295
8

講義
八



295
8

東洋書院
蔵書

軍防令講義卷之八

令義解第

若_レ有_レ事故_レ須_レ夜_レ開_レ者_レ設_レ備_レ乃_レ開

廿三年八月九日
醍醐

夜急事ありて城門を開かざればおとこの
有_レ時_レの門の警衛乃備を設けり開くべしと
なり備といふの隊伍を立ち兵器を配り矛盾
を陣列をばをいふ後々諸衛戒嚴といふと
同_レ武田家_レの傳へ_レ諸門弓立の式といふは
弓を取_レ立_レ足踏_レ弓を立_レる足の開き弓を取_レ

軍防令卷八

着座を教式おどいふハ全く此城門備の遺風
と去られせり

若城主有公事湏出城檢行者不得俱出

日本紀に載る栗隈王の詞に據バ太宰帥即城
主たり義解ふ謂城主者掌城之國司即據三關
國自餘者非也といふハ職員令ふ三關國又掌
關刻及關契事と云ふ據おどとも三關國ハ邊
と云べからば和名類聚鈔に伊勢國府在鈴鹿
郡美濃國府在不破郡越前國府在丹生郡然る

ふ鈴鹿關ハ鈴鹿郡の西ふある國府ハ郡の東
みして奄藝河曲の郡乃界あり國府と關と相
距と遠し不破關ハ不破郡の西南ふある國府
ハ郡の東北みして今府中といふ愛發關ハ敦
賀郡にあり南條郡を踰り丹生郡國府なり今
府中といふ如是ハ三關の國司關刻を掌ると
ハいふべし三關國司をおどち城主たりとい
云べからば太宰の如きハ府城入して筑前國
を兼管をふおどハ三關國の司の關刻を兼守

と同一例といふべけれども是ハ城主を專と
志々國務を兼彼ハ國務を主として關刻を兼
る主客一からび職員令入陸奥出羽越後等の
國守ハ兼知饗給征討存候壹岐對馬日向薩摩
大隅等の國守總知鎮捍防守及蕃客皈化とあ
レバ是等の國守ハ征討存候鎮捍防守の四事
を兼知ふレハ城隍の設もかくハあふべから
ズ越後國子淳足柵磐船柵あり前ニ天真宗豊
祖父オホダ天皇戊戌年五月甲申大宰府をして大野

基肄キイ・鞠智キクチ三城を繕治せしむといひ後國基肄
ハ肥前國大野ハ筑チク十二月丁未越前國をして
前國怡土郡ありイハフネ石船柵を修理せしむといひイハフネ己亥年十二月甲
申大宰府をして三野ホツメ總積二城を修せしむと
云イヒ三野ハ筑後國三イヒ 庚子年二月己亥越後佐渡
二國をして石船柵を修營せしむといふイハフネこふ
是令前のことありまゝ邊城といふべし檢行
者軍團大毅の簡閱陣列といふ義解ヨシトキ子檢閱軍
行陣列とあふ檢行の字入因て大毅のおとく

まらる宮衛令、車駕出行、兵衛衛士先案行と云義解、按檢行列也といふと同、く城主出行の列次を按檢を依大毅の俱み出るを得ざれといふ、あり新刻本、須出城檢行者と訓、ハ誤なり

其管鑰、城主自掌執鑰、開閉者簡謹慎家口重大者、充也

邊城門の管鑰ハ城主自掌といへバ城主の手元モトにあふあはべ、是を開閉を依兵士のその

人とお、謹慎入して然も類弘ふ田宅のま、衆スの勝れ、ものをを用ふべ、と、形、義解、子謂眷屬累多者、也、と、之、日本紀、子土蜘蛛を解、て身短、而手足長、といへ、身短といハ位界ビクをいふ、手足長、といハ子弟よ、して家人奴婢、子至る郷里の類族の遠き、及ぶをいふ

凡城隍崩頽者、役兵士修理

城といふハ城垣、隍ハ説文、城池也、有水曰池、無水曰隍、といへバ、今云カラホリ、あ、義解、子

謂隍者城下坑也といふ坑ハ阮とおおぐ阮ハ
塹溝也と注以役兵士者役上番之兵士也と云
ハ軍團當番の兵士をいふ邊城みづい其郡の
團中の兵士なり

若兵士少者聽役隨近人夫隨閑月修理

上番の兵士をくねく修理をべき城隍むろぎ
時ハ十月十一月十二月正月二月三月の六月
の内子隨近の人夫を雇て修理をべしとあり
義解謂止為人夫立文不為兵士也と云バ隨近

の人夫乃閑なる月を以て修理ハ農事を妨け
ざれとねり

其崩類過多卒闕守固者隨即修理

前の崩類ハ小みして守固を闕べき不どの事
みあらび斯ハ所謂の崩類ハ大みして守固を
べき備を闕をかつあは成いふ垣の土くげま
落瓦の損破せし隍の芝草類れたるおとそハ
小破損なり城垣數十間類ハ隍塹崩れ埋つて
人踏て出入べきおとくふろ大破壊なり如

是ハ閑月要月の簡便カかく即日よカ修理カ掛
るべカとカ形カり
役訖具録申大政官

卒闕守固の處の丞官を後カしカ事を先カしカ軍
旅の機發といふべカ義解カ謂兵士人夫並録
申也といへバ兵士を役を休カこと若干人夫を
役を休カと若干と録カして申せとカなり崩頽過多
謂不制人出入とカ城隍を設る元よカ又人の出
入を制止カざる為カなり然るカ城隍崩頽して人

の出入自由カなる出入をカ扞カくカべき固カなきカ成
云カなり

所役人夫皆不得過十日

隨近の人夫を役をカふカと十日を過カとカを得カむ
とハ賦役令カ正丁歳役十日とあカ又十日ハ正
丁一人一歳カの役かカ止カバ城隍カもカ何れ道橋カも
もあカ止カこれカ子役を休カを以カ勤カと以カ若カこカ止カみ
不役カときカれバ布二丈六尺カを収カめカ役を免カし
その布を以カ他丁を雇カふカ事カを辨カむカ形カり

義解子謂此止搃人夫其兵士隨上番日多少役也といふ人夫十日をかぎり役とて搃の外ハ價を贖ふといへども兵士ハ一年百四十日を上番とをせしむればかぎり多少を計會せべしとなり

凡置關應守固者並置配兵士分番上下

諸關の事ハ關市令ありて審詳子擧られたる斯子又かくの如く云々をば義解子謂境界之上臨時置關應守固者是也新刊本皆是也とありて誤なり

といふ如く臨時の關入して時ありて廢置を救處と志るべし天淳中原瀛真人天皇の村國連男依和珥部臣君手身毛君廣等をして急塞不破道といふ塞ハ即臨時の關なり然臨時の關入ハ當團の兵士を配隸して守固せしめよとなり

其三關者設鼓吹軍器國司分當守固

此條ハ元小字注文より前條凡置關應守固者より依り發せし處なり本文として見べからば

義解ニ謂伊勢鈴鹿美濃不破越前アラテ愛發等ニ是也
 といへテ今考ふるニ此三關ハ元モト近江大津宮
 小して定められし處といふべし大津より正
 東伊勢國鈴鹿ニ至る今道十五里なり令の百
 三十里許ニ當る三日路ニ近しニ東北美濃
 國不破ニ至る今道十九里十二町をかち令
 の百六十七里許なり三日路ニ遠しニ正北
 越前國愛發アラテ至る今道二十里即令の百七十
 二里許四日路ニ足タラき三日路ニ美ミ化カ國司分

當の義解ニ謂目以上也言三關者國司別當守
 固其餘差配兵士といへば目椽入て守固をと
 云なり分當と令文ニある哉義解ニ別當と云
 了分別當直の義かたの目一月椽一月と代了
 合アをいふなり但伊勢越前ハ大國かたば大椽
 一人少椽一人大目一人少目一人あリ又四人ニ
 一月代了國府より關へ赴き當番をべし美
 濃ハ上國なり椽目各一人且不破關ハ國府と
 相近し椽一月目一月關ニ別當たるべし令文

少鼓吹と云鼓ハ少毅の主當を付処吹ハ大小
前と知るルハ元よ又一團の兵士を置倚ト
定まこめ

所配兵士之數依別式

三關ハ鼓吹軍器を設け法並ども臨時の置
關の兵士の多少豫カ定め難かるべし故に時
別ハ定めらるるべし

凡防人向防若有家人奴婢及牛馬欲將行者聽
防を置るトハ天命開別天皇三年おとども

其始ハ天國排開廣庭天皇十七年勇士一千を

去津路要害の地を成らせられし起ると

去るべし防人の軍團の兵士たり其國其郡其

郷其戸主の戸内正丁取正丁入して家人あ

ること如何ふといふたとへハ親王の家子

家令扶從書吏帳内あり親王の家人たり其の

家人の子二世王子對して亦主従おとハ家

人たり三世王四世王五世王子對してもす

同一六世王七世王子いたして王籍を脱して

庶人タビトとあふといへども其祖親王の家令カキ扶從スケゼラ帳内トネリの子孫ハ家人たるに成免タマハルを又職事三位以上の家令扶從書吏ツカヒト資人の子孫主家ハ無位無官の正丁たるにも猶主從の禮ハ違ふことあり是を以て防人ハ家人あるを其身の品シを辨シむべく奴婢牛馬あふハ其身の貧富を去るべし義解ト謂若欲將妻妾者亦須聽為非征人故也といふ征行トハ婦女を禁ぜらるるべしハ少く意違ふに似たり如何ト云イ征行

の兵士の今事ト當ルバ其死力を竭ツさるるを要と以防禦乃兵士の差向サシムキたる軍行トハ非シど且三年止住をばふとバ妻妾を携ヒふるおと成聽ユルさるるとなり萬葉集二十ト天平勝寶七載乙未二月相替遣筑紫諸國防人等歌とあり天平勝寶七載相替る防人のをふとち是大寶元年二月上番より第十九次ト當ると去るべし大寶元年辛丑慶雲元年甲辰同四年丁未和銅三年庚戌同六年癸丑靈龜二年丙辰養老三年巳未同六年壬戌神龜二年乙丑同五年戊辰天平三年辛未同六年甲戌同九年丁未同十二年

庚辰・同十五年癸未・同十八年丙戌・天平勝寶元年
 巳丑・同四年壬辰・同七年乙未・至第十九年
 次お 防人等の内子國造^{ミツコ}丁長下郡物部秋持と
 いふの遠江國の國造の家入る雇ひ代役せし
 むるものたり主帳丁とあるも同し二月六日
 防人部領使遠江國史生坂本朝臣人上進歌云^{クニシロタ}
 云といふの防人至津之間皆令國司親自部領
 と云る令文と對讀をべし二月六日京子至て
 上る處おま津子いふ所の正月末におある
 べきなり夜蘇久尔波那尔波^{ヤソクニハナハニツトヒフナカ}都度比布奈可

射里云々又ハ奈尔波都尔余曾比^{サリニハナニツニヨソヒ}余曾比^{ヨソヒ}豆と
 詠るハ難波の津みく磯の体おる
 凡防人向防各賣私粮自津發日隨給公粮
 防人本國よる津國子至るまごの本國の
 國司部領をること萬葉集二十ハ天平勝寶七
 歳云々防人部領使遠江國史生坂本朝臣人上
 云々相模國防人部領使守從五位下藤原朝臣
 宿奈麻呂^{ウケノマロ}今年十一歳お疑人べし駿河國防
 人部領使守從五位下布勢朝臣人主云々上總

國防人部領使少目從七位下茨田連沙弥麻呂
云々常陸國防人部領使大目正七位上息長真
人國島云々下野國防人部領使正六位上田口
朝臣大戸云々下總國防人部領使少目從七位
下縣犬養宿禰淨人^{キヨキト}云々信濃國防人部領使上
道得病不來進歌云々下野國防人部領使大目
正六位下上毛野君駿河云々武藏國防人部領
使椽正六位上安曇宿禰三國等あるバ守も一
くハ椽大少目みて部領をばことく聞ゆまた

檢校防人 勅使兵部使人かどもこのハ
兵部省ふく防人の正身及び戎具を檢閲して
をべく式の通る違失かきせがれを受取兵
部省より專使を差^{サシ}く防處へ送ること前子云
又因て本國より津國までの路糧ハ防人自身
み貯^{タケ}ゆるとなり當今江戸より京又大坂より
く大番の士み路糧給^{タテ}をぬも上古大番の遺風
と志ある津より太宰府海路今道みく百六十
六里といふ令の一千四百三十四里許子當る

延喜主計寮式に太宰府行程上二十七日下十日海路三十日とあり又公式令に船路の記を
れを一千四百三十四里を三十日と記し一
日四十七里八分を當る又二十七日を記せば
一日五十三里余なりこれの只路糧の法は
之設けられしなり海上の風次第かまは津を
發して三四日して太宰府入りしむべく
まゝ二十餘日を経て猶達らざはこともある
べし

凡防人上道以後在路破除者不須差替
義解子謂身死及逃走者也とあり既に本國を
發せし路中まゝの津より上船せし後かまは
病死をばかあるひの逃走せし關を別は兵士
を差く代らしむるも及むことなり
凡防人將發犯罪在禁及對公私事非至徒者隨即
量決發遣

兵士たとへば甲年衛士として正月三十日以前
前ふ上京し二月一日より上め乙年二月一日

小交替一本国子かへ又休年なり次は丙年正月三十日以前小防は向ふべし因る乙年の冬よる丙年正月まぐを向防將發の時とい義解小謂從國初發之時といへ禁は散禁・梏禁・朮禁在禁の品あり獄令は獄囚有疾病者云々聽家内一人入禁者侍とあれば禁も獄も同トとまらる又婦人在禁皆與男夫別所といふも獄をいふと同し又應議請減者犯流以上若除免官當者並朮禁といふ初位以上及除

免官當者梏禁公罪徒並散禁不朮中といふ朮禁・梏禁・散禁の禁は獄とおかしくらば然らば斯といふ在禁の獄などの事はあらむ散禁以下とまらるべし對公私事の義解は謂或為人證或訴自事之類也とあり他人の為は證人子立まらる自身の事を訴へいまらる其事果ざる内をいふ其犯罪徒といたるべき程はあらぬといふ事の推量して知べし因て軍團の大毅および國司の意もて決斷し防は發遣をへし

と形り其在路犯徒以上罪付當處令徒役也と云ハ防人若又路次ニ於て徒以上ニ當る罪を犯したらんハ其犯せし處の國司ニ附屬して徒役せしむべしといへば義解ニ謂隨狀量決不必依律也といふハ犯せし事狀ニ隨テ推量決斷をべしと云なり必竟輕犯おれば律文ニ比較をばともたりか又明らめざればはばけとばかりの禁ハ猶も是も非ハ其禁ハ罪至徒以上者差替罪對之取禁不ハ是もハ人禁

防人の犯せ敷罪徒もくハ配流ニあたるものハ差替よといふなり義解ニ謂雖徒以上應贖之色不須差替其贖物者當徵家口也といふハたとへば徒以上乃罪入るも贖入るも濟べきる差替ふおよそ其身ハ防ニ發遣し贖物ハ本國の越の家内乃者よす出さしむべしと云形り

凡防人欲至所在官司預為部分
防人欲至所在官司と云ハ太宰府の所管たる

三野・大野・基肄・鞠智の諸城以下壹岐島對馬島
 等子ある防處の官司をいふ防處の數ハ志る
 由かけよども壹岐島天命開別天皇の築
 せ給ひし防の跡四處たしか子存とか乃國
 人松本重足シゲタリ談カタ了き然レハ對馬島もちし四
 五箇處ハあふべきなり彼國人ハ上縣も大津
 野浦・鳥崎ハ防處・御嶽・日暮山・大星山ハ烽處下
 縣も九鬼崎・竹敷浦ハ防處・矢立山・有明山ハ烽
 處といへり左もあふべし因る是等數處の官

司より明年交替きべき防處も何國の防人
 某某ハ何防へ移し何國の防人某某ハ役満歸
 郷と部目口數を志らべ太宰府へ申送りたく
 べしとなり義解み謂官司者防人司也預アラカシメ為部
 分者防人未至之前依舊差配預ミ為分目送於太
 宰府防人至即相替也といへり但防人司ハ太
 宰府もあり正一人正七位上正八佐一人正八位上正八令史一人
 大初位下と職員令みいへり爰コいふ防人司ハ令
 文も所在官司と云らふのかきバ府の防人司と

混むべからば對馬島の延喜主計寮式も太宰府より海路四日といへり今海上七十五里といふ壹岐島の太宰府より海路三日といふ今海上二十八里とかや又薩摩國河邊郡の坊津坊岬といふ地ありこれかからば防津防岬かふべしアツムネトヨオホチ天真宗豊祖父天皇の二年南島へ勅使を遣はされ三年七月多禰夜久菴美度感等人入貢をといひ殊に度感島の今をいめてと云此等の入必この防津に泊るべしトカラ度感島今寶島

といふ七島ありカコ鹿島の南海上九百五里を隔と云土人大低平氏ありといへり六月薩末比賣父賣波豆衣評督衣君縣評督衣君互自美又肝衝難波後肥人等持兵剽却覓國使刑部真木等といへり衣評督ハ今穎娃郡穎娃郷といふ地ありて防津の東ありと彼國の有識白尾國柱いへり然亦此國の郷士の祖を問ふ坂東より更に去け人あり高望王乃六男平良持の裔多し去と蓋防人あり防人司より役せられし兵士の子孫あらんかと思はれ

ハ如何あるべき
 防人至後一日即共舊人分付交替使訖
 禄令ニ因ニ正月三十日以前ニ防人防處ニ至
 又二月一日より上番をべけれハ正月三十日
 分付交替をべき防人と新至の防人と分付
 をべしと取り分付との義解ニ謂主當之處有
 器仗等類故云分付也といふ如く主當の防處
 分付の器仗もあるべし又三年止住の處
 されバ自身の器械もあるべし故ニ見こけて

付渡又ハ付渡引取ハ引取をべし一日ニ事
 を終るべしと取り
 守當之處毎季更代使苦樂均平
 令文ニ守當の字を下せし例を考ふるハ宮衛
 令ニ兵庫大藏院内皆不得將火入其守當人須
 造食云々といふ守當人ハ兵庫大藏の官人を
 いひ允諸門及守當處非正司來監察と云守當
 ハ門司守當處をいふ防處も亦守當處ある
 べし嘗て筑前の某云博多の東北ニ灘濱と云

處あり筑前糟屋郡あり日本紀子ナホコ灘縣といふ
 是あり又海中道といふアマミコトヒラカメツケ天命開別天皇の防を
 置れし處あり陸クガの灘ナ海の灘ナといふ義なり海
 の灘ナ乃西子シガシニ鹿島能古北島といふあり防處の
 存候なりまゝ海ウミの灘ナの東北の方子イケケ怡氣島合
 島といふ處あり是もおおづく防處乃存候か
 りまゝ福岡乃西ありまゝカラトミ韓泊といふ處あり
 これまた防處あり玄界島といふも存候なり
 然れハ太宰府の防ハ灘ナと韓泊カラトミとの二處ありて

存候ハ玄界能古ノコ・鹿シカ・怡氣イケ・合アイ五の島子設けり
 らんといひし何ナニも今の意ありし防處子門
 柵樓櫓廳舎庫廐厨等おくてお叶ふまどく有アラ
 ハ守當の人おくり在べからん然して海島中
 へ守當をば存候ハ苦處入りて庫廐厨の守當
 あり樂處といふべし因て甲年二月一日より丁
 年二月一日三年満まぎの日ハ防人を差配を
 すること一處子三箇月はく平等均分して苦處
 あり久しく樂處子長く居ヨラしむまどくと形り但毎

季といへば三年を十二次に分けと聞ゆ義解
み謂營種之所亦同也といへば令文守當之處
と營種之所と二事とをべし營種の田園も良
不良の地更代をべしと形り

允舊防人替訖即給路糧發遣

甲乙丙の三年防處ありて丁年の二月一日
交替し本國よりへるを舊防人といふ丁戊己
の三年防處ありて新防人といふ舊防人より
太宰府より難波津まで海上の糧を給ふか

了來る時難波津より太宰府までの糧を給し
と同日然も新防人を送り來りし兵部の使乃
廻る船に乗てやへふこと上よりへり但路糧
令ふ明文かし天平九年但馬國稅帳に驛傳使
別稻四把塩二勺將從稻三把塩一勺五撮と云
ハ二升と一升五合の別あり延喜主稅寮式に
諸使食法官人日米二升鹽二勺酒一升番上日
米二升鹽二勺酒八合といふ防人の番上か
ハ一人日米二升鹽二勺酒八合を給ふかるべ

防人一萬人米二百石鹽二石酒八十石
 又太宰府より難波津ナニハツより海上海上三十日
 此一人米六斗鹽六合酒二斗四升を給人一
 萬人三十日分米六千石鹽六十石酒二千四百
 石よおよ米六十石ハ四斗入一萬五千俵か
 路次みて便宜の地ニ就て給ふ
 べし兵部の還使クワシより一日米二升鹽二勺酒一
 升此ハ防人より酒の多きの之形りこの使
 幾人還船幾艘もや一萬人みて凡九百艘余も
 及ぶあらん

新人雖有リ闕少ク不充レ元數不得レ輒ニ以テ舊人留帖

今年新カ小向サひ防人病氣サむ故あリて人
 數替カ去サ數よリ去サくル形ノとモ防處の沙汰と
 去リく舊防人を留トむるト成得ズとなり防人の
 數ハ元兵部省ノより改めて兵部の專使の部領
 處ノより處ノ此ハ防處の意を以テ為スべき
 小あらハひといふナり義解ノ謂帖者添助之義
 也といへ又學令義解ノ帖ヲ帖覆ノ義取リてと
 註せテ

凡防人向防及番還在道有身患不堪涉路者即付側近國郡給糧并醫藥救療待差堪行然後發遣仍移本貫及前處

是ふ向防といふは太宰府の防人司の差配もまたがひ對馬島壹岐島および筑前肥後肥前薩摩大隅日向等の防處もむかふを云番還ハ防處より番明てかへたをいふ義解も謂番還者移本貫向防者移太宰と云を能丁寧も考ふべし三年明て還る防人の舊防人入て二月一

日交替させ兵部の使へ付領せしめしうへは防人司の名帳を脱れし人かたは太宰府も關係あり斯もいふ處は太宰府より差配せし防人防處の番明て太宰府へかへる路次かたは防人司名帳を脱せば故も差て番を上べきものかさかしく防處へ發遣をべけれは本貫へ移するも及むび病重くて番を上るも堪ざは者ハ本貫へ移さべしとなり向防ハ移太宰といふ今防處對馬島へ向ふ防人壹岐島入て病患もか

かり留療をば故今向ふ人数不足乃由を今向
 ふ對馬島と太宰府とへ移る哉いふ如り向防
 と前處と對讀をば自然に氷釋をべし義解
 ふ謂若病状沈篤終不須向防者隨便退却也と
 云ハ重病危篤の時をいふ如り

其身死者隨便給棺燒埋

防人の病患者死亡せし時ハ太宰府ハいふふ
 及むば防處に向ふ路次何處ふても便宜次第
 棺を給たりて身を藏し茶毘し地を掘て葬埋

せよとなり天萬豊日天皇の詔ハ庶人亡時収
 埋於地其帷帳等可用魚布一日莫亭云々庶民
 不得營殯とあはれ殯を營をばと為許さむば
 せまらへし喪葬令ふ官人從征行使人所在身
 喪皆給殯歛調度とあふ義解に番上者不在此
 限といへば令前令後一如りとさここ也義解に
 謂攝津以西而死亡者隨便燒埋其山城以東者
 告本屬令來取若不來者然後燒といふ攝津以
 西といふ兵部領送海路三十日の内かまららさ

此の太宰府防人司所管の間なり太宰府の本
 屬來取とも數十日を経べし海路を船中なり
 病患沈篤からし便宜の地へ上陸をべきと
 勿論といふべし山城以東といへば兵部の管
 領を脱カれし本國の部領なれば本屬へはげて
 來取せしむべきと説イふおよむは但令文の太
 宰府防人司より取扱タふ為タるは義解の防人
 路上を總括して解を山城以東からざれば告ツ
 本屬むといふ如く聞ふれども然らば太宰府

みては病患の次第より因り本貫より移文を送る
 といふ前よりいへり

若有資財者申送兵部令將還本家

申送兵部とあるは防人司所管中より防人死
 者の資財取扱かたをいふと明ミけし申送を依
 とし太宰府よりなり義解は謂此亦為攝津以
 西死者立制其山城以東者便附送本屬唯録死
 状申送兵部也といふは盡ツせしといふべから
 ざる前よりいふ如く令文を對馬島にてあはせ壹

岐島入てもあれ防人防處子むかふ路入る病
 患あふ時のその路乃ちかき處の國府かて共
 郡廳かるとも便宜次第の處入る糧を給へ救
 療へ病患みて其處入留まて病差へ發遣まへ
 其由を前處子通へかの本貫子移まへへ若其
 身死へたらば棺を給へつゝ其處子焼埋まへ
 病患をたゆ本貫子移ま死を
 移せざるに有まへきなり 資財といへば
 錢またの布帛器械を總合ていふ詞なり死者
 の錢若干貫布帛若干疋甲冑弓箭若干具あふ

をば太宰府より兵部省へ申送て本貫の本家
 へ通へて來取へめよといふなり然へ攝津以
 西といふを津より太宰府までの海上と太宰
 府と二邑入して海上へ上下とも兵部の所管
 かまへ太宰府を發へて後へ兵部の使より兵
 部へ申へいふ及むを以但太宰府へ與へらむ
 山城以東へ上下とも本貫の所管かまへとも其
 兵士と云茂以兵部の所管なり故に死状を
 録して兵士名帳を除き資財を家人へ將還を

べきと勿論なり
 凡防人在防守固之外各量防人多少
 防人といふハ諸國兵士の太宰府よりきたる防
 人司の名帳より着せしも乃か是ハ三年の間ハ
 太宰府の所管よりして防人正の隊より入をいふ
 防といハ前より云如く太宰府所管の日向薩摩大
 隅對馬島壹岐島等の鎮捍防守を掌る處を云
 義解より謂守固之處非止一處故稱各也といふ
 ことなり然るも防ハ元外寇の為より設く外寇

ハ何時と定期あるよりあらば故より守固の防人
 闕少をべからばと云ども亦守固の餘閑ある
 よりあらば依り營種より赴かすめ飯米雜菜より充
 ふとなり文云守固之外即不須皆赴營種明也
 といへば守固の定員ハ防處を離るべからば
 守固之外閑あるものといふハ防人防よりある
 ハ衛士の衛府より在出とく一日守固して五日
 の休暇あるべきも然ハかくて十日守固して一
 日休暇といへば因て其給假日を以て營種より

充ると志らふ

於當處側近給空閑地

當處とハ守固當直の處おとハをふち防處
あり義解ニ謂不離守固之處乃為側近若隔山
川者雖近不須也といへハ防處の柵邊といふ
如く事ある時ハ營種の地より直ニ防處へ入
べきをいふ山川を隔てハその便ありけしバ
あり空閑地ハ田令ニ其官人於所部界内有空
閑地願佃者任聽營種といへバ公田私田の外

と志るべし

隨水陸所宜斟酌營種并雜菜以供防人食

隨を逐ニ作る本あり何みてもそこへたは水
の便よくわ稻を種へく水の便ありくハ麥も
ても粟もてもすくわ蕎麥を種べく菜蘿蔔何
もても其地の宜し志らばふべし義解ニ謂以
此所獲即為公糧也といへバ空閑地みて収獲
せし穀雜菜ハ防人の食に充べしとなり

所須牛力官給

義解子謂所須牛力猶云牛之功といふハ牛の功賃をいふなり防人ハ家人奴婢牛馬を將志ルあふべし然れとも空閑荒廢地をひらき營種をべくかきふハ牛馬を以て耕耘せばあるべからば因て牛馬の功賃を給ふとなり田令ハ每二町配牛一頭といへバ一頭みて七百二十歩を犁べけしバ空閑地十町ハ牛五頭と志るべし

所収苗子毎年録數附朝集使申大政官

防人營種の空閑地ハ収納せし苗子の數茂記去々朝集使ハ附して毎年大政官へ申せよとなり延喜主稅寮式ハ凡筑前筑後肥前肥後豊前豊後等國毎年穀二千石漕送對馬島以充島司及防人等糧其部領糧船賃挾抄水手功糧並用正稅とあり六國より二千石ぐく合せて一萬二千石おしハ一箇月の分千石とせよ一日三十三石三斗三升余ハ當るをふち一人二升ぐく一千六百六十六人の食ハ當る然れ

ハ對馬島の防人一千六百人もあふべく他の防處も是より准じて考べし

凡防人在防十日放一日休假

防處ハ平日事おけしハ衛處とおおどからば十日めより一日休假を放まといふなり義解ふ謂諸守當處皆放休假也と云假寧令も在京諸司毎六日並給休假一日といへるもあくみわ放休假といふ雜令も官戸奴婢ハ毎旬放休假一日と云ふ在京諸司ハ上日の禄あり官位も

就て食封あり因り假を給ふと云防人の日禄か故に放といふ戸令も家人奴婢被放為良と云放の字とおおど身の任といふ義なり一團五百人の兵士を十番に分ち防ふハ三番百五十人向ふとおおども萬葉集卷二十追痛防人悲別之心作歌も天皇乃等保能朝廷等之良奴日筑紫國波安多麻毛流於佐倍乃城曾等聞食四方國尔波比等佐波尔美知豆波安禮杼登利我奈久安豆麻乎能故波伊田牟可比加弊里

見世受互伊佐美多流多家吉軍卒等祢疑多麻
 比云々といへば別て東國の兵士を宗とむけ
 ら教く工くきこ也然ハ遠江國長下郡麩王郡
 山名郡佐野郡相摸國足下郡鎌倉郡駿河國有
 度郡上總國望陀郡天羽郡朝比奈郡長狹郡武
 射郡山邊郡市原郡種泚郡長柄郡常陸國茨城
 郡信太郡久慈郡那賀郡下野國寒川郡都賀郡
 足利郡梁田郡河内郡那須郡鹽屋郡下總國海
 上郡葛飾郡結城郡千葉郡印波郡後島郡埴生

郡相馬郡信濃國少縣郡埴科郡武藏國那珂郡
 秩父郡荏原郡豊島郡橘樹郡都筑郡崎玉郡の
 防人の歌を載られたる但東海東山二道の内
 伊勢美濃二國ハ關國陸奥出羽を邊要かれば
 防人を充られどと知べし
 病者皆給醫藥遣火内一人專令將養
 防處ふて病者おまハ醫者成下され其病症
 を診察せしめその用ふ薬種を給ふと云
 かゞさて一火十人の内よゝ一人を遣とさせ

病者の保養を專まし看みせしむるといふ形なり醫
師ハ九列し十一人醫生ハ筑前筑後豊前豊後
肥前し四十人肥後し十人日向大隅薩摩し十
八人壹岐島對馬島し八人合せて七十六人あ
ると知れへし

凡蕃使出入

諸蕃の使朝貢の始は御間城入彦五十瓊殖天
皇六十五年七月任那の蘇那曷叱智意富加羅
國の王子都怒我阿羅斯乃來朝せし息長足

姫尊の御時新羅素旆而自服八十船の調貢又
高麗百濟西蕃と稱して朝貢を奉る不とみ内
官家を定めむひし朝貢の使の往來史筆
絶びはせとも令前乃事なりき也也天命開
別天皇十年正月甲辰東宮太皇弟奉宣施行冠
位法度之事法度冠位之名とあるハ近江之世
改張悉備と養老の詔よ宣ひし處の近江令か
すその月丁未高麗遣上都大相可婁等進調と
いふハ令を頒たれし後とめて蕃使のまり

此るたり辛未^{十三日}百濟鎮將劉仁願李守真等を遣
 えて上表と云^{イヒ}二月庚寅^{廿二日}百濟臺久用善等六
 月庚辰^{十五日}百濟羿真子等^{イヒ}遣^{イヒ}て進調といふ
 是月栗隈王を筑紫帥と以これ領令の後太宰
 帥の始なり此王を淳中倉太珠敷^{ナカクラフトクシキ}天皇乃皇子
 難波皇子の孫大俣王の子なり^{アマミコトヒラスワケ}天命開別天
 皇の再從兄弟なり是時新羅使もきたりて進
 調別獻あり十月庚午^{七日}新羅使沙飡金萬物來り
 て進調と云^{イヒ}十一月癸卯^{十日}對馬國司遣使於筑紫

太宰府言月生二日沙門道久筑紫君薩野馬韓
 島勝娑々布師首磐四人從唐來曰唐國使人郭
 務悰等六百人送沙宅孫登等一千四百人總合
 二千人乘船四十七隻俱泊於比智島相謂之曰
 今吾輩人船數衆忽然到彼恐彼防人^{サキモリ}驚駭射戰
 乃遣道久等豫稍披陳來朝之意といへば防人
 の守當の剛強ふふことを知子堪たす明る三
 月巳酉^{十六日}天命開別天皇崩後百五日あり^{イヒ}内小七
 位阿曇連稻敷を筑紫母遣て天皇の喪を告

志かハ郭務棕等喪服して三舉哀三々向東誓首
 一三日を過し壬子廿一日書函と信物とを進タテマツると云
 五月壬寅十五日甲曹弓矢絶一千六百七十三疋布二
 千八百五十二端綿六百六十疋を郭務棕等子
 賜トは此甲曹ハ鐵甲ヲ以て戊午高麗使進調
弓九木の弓ヲたり
 庚申廿日郭務棕等かへはとあふ總て太宰府の供
 給と志らふ天淳アヌナカハラ中原瀛真人オキマヒト天皇二年閏六月
 己亥新羅賀騰極使弔先皇喪使を筑紫子送又
 筑紫子饗し賜禄筑紫よ又返と云八月癸卯

高麗の使伐新羅使筑紫子送又太宰を以て
 耽羅の使人ハ天皇新平天下初之即位由是唯
 除賀使以外不レ旨と詔のらしめ筑紫よ又返を
 とあ又十一月壬申高麗新羅の使を筑紫大宰
 子饗し賜禄といふも爰よ又還し玉をんため
 かふべし四年二月新羅高麗使筑紫子きたる
 三月筑紫子饗し筑紫よ又かへさは七月小錦
 上大伴連國麻呂を大使小錦下三宅吉士イリイシ入石
 副使とあざれて新羅へ遣えさは是も領令の

亥饗霜林等於筑紫館とあればこの時ハ太宰
 入く饗給ありしなり三年正月筑紫太宰粟田
 真人朝臣とある此際帥たるべし二月丙
 申防人満年限者替よと詔あり續日本紀ハ天
 真宗トヨオホデ豊祖父天皇元年十月辛卯新羅使一吉食
 金弼德副使奈麻金任想等來朝とある蕃使の
 出入コトハ庚子新令前のコトハかれとも此コトハいふ
 處と参考せば近江の令と今の令と各別と云
 べからば

傳送囚徒及軍物須人防援者

獄令ニ答罪郡決ニ杖罪以上郡斷テ送國と云
 又たとへば對馬島の上縣の人杖罪を犯した
 らん時國府の下縣へ傳送セは對馬島の守
 固防人をして防援せしむべしとたり壹岐島
 みても筑前筑後以下九列ニ同し又遞送死
 囚者皆令道次軍團大毅親自部領及餘遞送囚
 徒應禁固者皆少毅部領並差防援明相付領と
 いへり義解ニ謂防護之意也といふハ防援の

字を解せしなり
皆量差所在兵士_ヲ速送_{セシヨ}

速ハ遞の俗字増韻子傳遞驛遞也と注を相代
之義といへバ驛より驛まで兵士をして代_カ
カ_ハ送ら_レむるを云なり

允縁東邊北邊西邊諸郡人居皆於城堡内安置
上子邊城といふハ太宰府城を云あ_レ東邊
といふハ筑前遠賀郡岡津より以北をさ_レ北
邊と云ハ宗像郡鐘岬より糟屋郡灘濱に至_ル

西邊といふハ那珂郡より早良郡志摩郡怡土
郡より_レはまぐ_レ成_イ云故子諸郡といふ此海邊
み_ハをべ_ク堡障を築きその内子人居を營構
せよと形り

其營田之處唯置莊舎

海邊諸郡の聚落_ヲをべ_ク城堡の内子構營
その耕地乃堡障の外子あるを耕耘のため又
ハ休息をべ_ク程の小舎を作るべ_クと形り營
田を坊本管門子作るハ誤形り

至^{ラハ}農時^ニ堪^ニ營^ニ作^ニ者^ニ出^ニ就^ニ莊^ニ田^ニ

農時ハ四月より九月まで浅い人所謂要月
つ義解ニ謂強壯者出就田舎老少者留在堡内
也といへは是蓋近江大津宮御宇天命開別天
皇の制令と伺ふ何とあはれ天命開別天皇
の御上を詠して秋の田乃苡穂の舎の苦を荒
こと云はたり

収歛訖^ニ勒^ニ還^ニ

稻を苡収め訖了々後農民の員を勒めて還る

といふ形り勒ハ絡馬頭而引之ものあり因て
以法令威力^ヲ控制人^ヲ亦曰勒といへは義解ニ謂
要勒而還於城堡也と云要勒ハ引控の義なり
坊本勤ニ作るハ誤あり

其城堡崩頽者役當處居戸隨閑修理

一村一村の城堡崩るゝ時ハその處ニ住居の
民の役として閑月ニ修理をべしと形り義解
ニ謂堡者高土以為堡障防賊也此非守固之城
故役居戸修理と云みこえたり上條城隍

崩頽者是守固之城故役兵士修理彼此不同仍立兩條也と云

允置烽皆相去卅里若有山岡隔絶須逐便安置者但使得相照見不必要限卅里

此より以下十條をべし烽の令なり令の卅里ハ一萬二千歩あり丈積六千とい今の一町三十六丈を以て歸して百六十七町十三間二尺とふる今の里法三十六町一里を以て歸をハ四里廿八町十三間二尺も當る今薩摩大隅

の間の烽と烽と相距おと全くこれと同じと

九烽晝夜分時侯望若頂放烽者晝放烟夜放火其烟盡一刻火盡一炬

烽おと子烽子を置いて晝夜時代より子侯望せしめよと形り若烽をあぐべき事あるハ晝ハ烟ふく志らせ夜ハ火みく知を教となり其烟を放つて一刻の間みして前烽の應を認る止べしと形り義解し刻者漏刻也炬者束薪也文云

炬盡一刻。炬盡一炬。前烽不應者即知此外亦不可更放也。と云。炬も炬も下も審む。前烽不應者即差脚力。往告前烽。問知失候。所由速申所在官司。

炬を放るも前の烽も炬を合せぬ時ハと云。かゝ義解ハ謂前烽所隸之國司也。と云ハ自國他國の差別おさねるべし。

凡有賊入境。應須放烽者。其賊衆多少。烽數節級並依別式。

烽の數ある時ハ下ハいふおとく廿五歩ハ隔てて放へ。但別式あるべし。といふハ時と處もよりの次第あると聞也。

凡烽置長二人。檢校三烽以下。

賦役令ハ烽長在役免課役。といへ。又義解ハ謂縦一國有一烽者猶置長二人。若有二烽者不置四人。といふハ國狹少ハして烽をいかに一處まゝも烽長二人を置べし。若くハ二烽も二人なり。國廣大ハして三烽以上とふべし。バ烽

長四人を置へしとなり後世依田檢校豊平よ
たの比良野檢校承任ふどいへるもの此烽長
の後と聞^{キケ}了

唯不得越境國司簡所部人家口重大堪檢校者充^{アテ}
若無者通用散位勲位

烽長ハその國よかぎ^コりて檢校をべし境を越
ること或得むと云^{イフ}ハ近しと也隣國の烽ハ
與^ユからばと志るべし然烽長とおさべき者
其の國中みく家も大さく口も多き者の内子

て謹慎し檢校も堪べきものを簡^{エラ}びて充^{アテ}よと
なり若庶人^{タビト}の内も簡^{エラ}よあたるものかき時ハ
外六位以下および勲七等以下八等以上のも
のを用ひよとの義解^シ謂外六位勲七等以下
也といへばみく知^{シラ}むたり賦役令も烽長勲八
等以上免課役とあれハ九等以下みくハ簡^{エラ}よ
當らばと知へし

分番上下三年一替^{カハヨ}交替之日令教新人通解^{トウゲ}然後
相代

烽長ハ三年ミトヒカスレテ分番して掌るべしとなり天
 命開別天皇三年の紀ミトヒカスレテ於對馬島壹岐島筑紫
 國等置防與烽といへり又その後今年大寶元
 年まで三十八年おしハ十二相代ヒカハ又去年庚子
 より第十三代カハ子入明年壬寅ヒ至り期滿癸卯
 の歳より又かゝるべし
 其烽須修理者皆役烽子自非公事不得輒離所守
 烽の修理ハ四人の烽子ヒ課せておさへしと
 なり烽長ハ公事の外たをヒく烽をヒねらふべ

からびと云ふ公事ヒハ義解ヒ謂除烽事以外
 皆為非公事也といふヒ聞えり
 凡烽各配烽子四人若無丁處通取次丁ヒ以近及遠
 均分配番以次上下
 烽子ハ賦役令ヒ免徭役といへり又義解ヒ謂雖
 是次丁同正丁法不可取八人也といふハ次丁
 六十一より六十五歳までヒハ一目盲兩
 耳聾手足の指少ヒふと云賦役令ヒハ次丁
 二人を以て正丁一人ヒ充ると云ヒ也烽子ヒ

てハ四人の代りハ八人を當る及むと云ふ
 又近を以て遠及不以此といふハおのづか
 の人を以て近き烽へ配し近き處を勤め後
 遠方へ配をべしと云ふ均分との義解は謂以
 二人為一番也と云ふ四人を二のり分て二人
 づくと云ふ一晝夜或二人を配し一時づつ番
 をおして上下せよと云ふ

凡置烽之處火炬各相去二十五歩

火炬ハ乾葦カレアシを束ツカねたる松明タビかゝ爰アハハ火炬と

いふハ松明タビを立タテる炕アハの事なり廿五歩ハ今の
 十二丈五尺なり即六尺一間の法にて二十間
 五尺ハ當る義解は謂相去亦同也必令火炬
 相去者欲多少之數分明易見也といへ又續日
 本紀和銅五年正月壬辰廢河内國高安烽始置
 高見烽及大和國春日烽以通平城也とおふハ
 爰アハハ與ヨハらぬと云ふ
 如有山嶮地狹不可得克廿五歩之處但得應照分
 明不須要限相去遠近

土地の容子よりて火炬を立へてかからん
廿五歩と泥へからびとわり

允火炬乾葦作心葦上用乾草節縛縛處周廻擗肥
松明

葦ハ倭名類聚鈔ハ兼名苑云葦一名葦和名何之

云ヤルハあしを心と一その上ハ乾草を用て
處々を節縛一周廻ハ肥たる松明をさしとさ

むべしとわり義解ハ謂松明是松之有脂者也
と云

並所須貯十具以上於舍下作架積着不得雨濕

義解ハ謂兼有炬貯故云並也架猶棚也と云

炬子用ふる草と共に棚を作て舍の下に積置

雨ハぬらさべからびとわり

允放炬貯備者須収艾藁生柴等相和放炬

義解ハ謂艾者蓬也藁者草總名也といふ蓬ハ

今云よびざり名義ハ能燃芽ハ藁ハ枯草

又ハ稻草なり柴ハ説文ハ小木散材といふ又

燔柴を柴と云

其貯藁柴等處勿令浪人放火及野火延燒

義解ニ謂恐燒藁柴等故立此條其下條遠烽二里不得浪放烟火者為疑誤烟烽不聽其浪放と云又野火あつ共速ニ消防へ一と取り

凡應火筒若向東應筒口西開若向西應筒口東開南北准此

烟を放の時西ニ告んとせば西の方へおびく如くおきべ一是を西の方おき應おきおき東へ向く烟を合きべ一と取り餘の三方此ニ准

おき知べ一

凡白日放烟夜放火先須看筒裏至實不錯然後相應若白日天陰霧起望烟不見即馳脚力遞告前烽霧開之處依式放烟其置烽之處遠烽二里不得浪放烟火

烟おきおき火おきおき筒口の向を看て其東西南北を見定め然して後ニ應の烟おきおき火を放べ一白日霧霽のためおき遮りられく見えざは時を脚力をとらせして前烽ニ告べ一と

方り二里ハ即六百歩今の三百丈方也ハ四方
へ五百間の間と知べし義解ニ謂縁烽之四面
二里之内不得浪放烟火也と云了遠烽二里と
云も烽を心ふして二里の四面へ去かれハ
都合四里四方方り四里ハ

画二

烽

二里

今の五百間方り

画一

今の千間おとハ十六町四十間四方と知る
凡放烽有參差者元放之處失候之状速告所在國
司勘當知實發驛奏聞

烽ハ失候のあはし時驛を馳て奏聞をべき由
を云なり義解ニ謂應放多烽而放少烽及誤因
人火野燒遂乃放烽之類也とあはして野燒又ハ
人の失火を見誤り或ハ烽の約束の失錯を云
なり若然あはれ時ハ速に所在の郡司より國司
へ申て勘檢を経て其實を審かよし驛を發し

て奏聞をべしとたり又謂上條炬畫一刻火畫
 一炬前烽不應者此應應而不應於害未重大故
 往告前烽不更發驛此條應放多烽而放少烽及
 誤因人火野燒遂乃放烽既放之後知其誤舉機
 事一發動害已深故失候之所發驛奏聞也と云
 為聞えとゆまくなり 丙寅初夏栗原信充講

軍防令講義卷之八終

明治廿三年五月日全冊買得 0.50



